

第二編 平成30年度の主な税の概況

1. 市町村民税

(1) 納税義務者

個人及び法人の納税義務者数の推移は、2-1-1表及び2-1-1図のとおりである。

平成30年度の個人の納税義務者数は、25年度と比べ均等割は1.07倍、所得割は1.06倍といずれも増加し、前年度と比較すると均等割は1.40%の増、所得割は1.28%の増となった。

30年度の法人の納税義務者数は、均等割・法人税割ともに、25年度と比べ1.1倍で、前年度と比較すると均等割は0.90%の増、法人税割は1.05%の増となった。

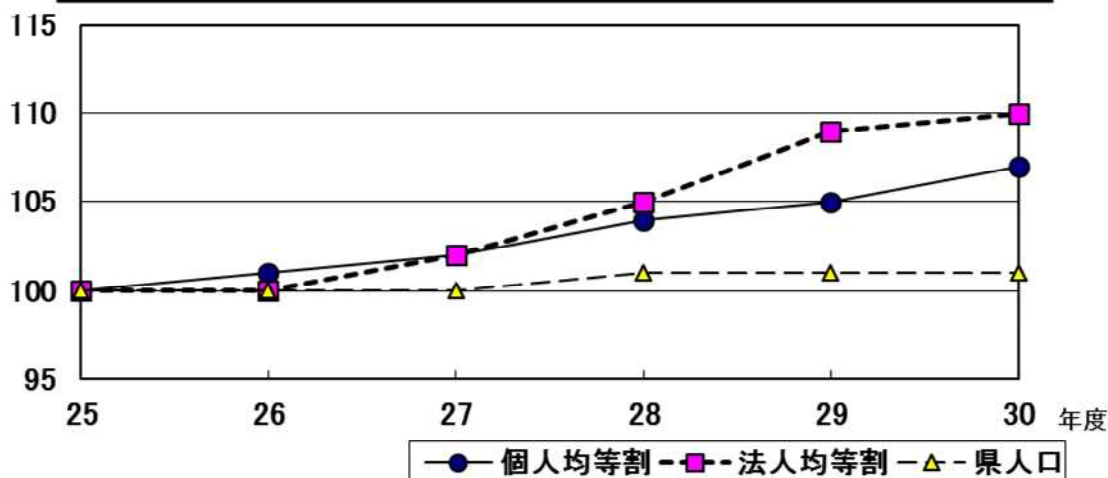
2-1-1表 納税義務者数の推移(「課税状況等の調」第1表, 第2表)

(単位:人)

区分		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
個人	均等割	3,008,470 (100)	3,029,352 (101)	3,057,237 (102)	3,114,296 (104)	3,163,049 (105)	3,207,182 (107)
	所得割	2,822,343 (100)	2,835,155 (100)	2,859,079 (101)	2,914,908 (103)	2,962,523 (105)	3,000,423 (106)
法人	均等割	149,824 (100)	150,164 (100)	152,322 (102)	156,993 (105)	163,340 (109)	164,805 (110)
	法人税割	148,018 (100)	148,246 (100)	150,383 (102)	153,568 (104)	160,679 (109)	162,366 (110)
参考	県人口	6,193,352 (100)	6,191,986 (100)	6,198,238 (100)	6,224,739 (101)	6,242,474 (101)	6,257,886 (101)

- (注) 1. ()内は25年度を100とした場合の指数である。
 2. 所得割を納める者には、税額控除により納税義務がなくなる者及び分離課税(退職所得)に係る所得割の納税義務者数を含まない。
 3. 均等割を納める法人には、法人でない社団等を含む。
 4. 県人口は、前年度の毎月常住人口(1月1日現在)である。

2-1-1図 納税義務者数の推移(平成25年度を100とした数値)



(2) 総所得金額等

総所得金額等の推移は2-1-2表及び2-1-2(1)、(2)図のとおりである。

平成30年度における総所得金額等及び課税標準額は、25年度と比較して1.10倍、所得割額は1.12倍といずれも増加した。

前年度との比較では、総所得金額等は2.21%増加、課税標準額は2.31%増加、所得割額は7.02%の増加となった。

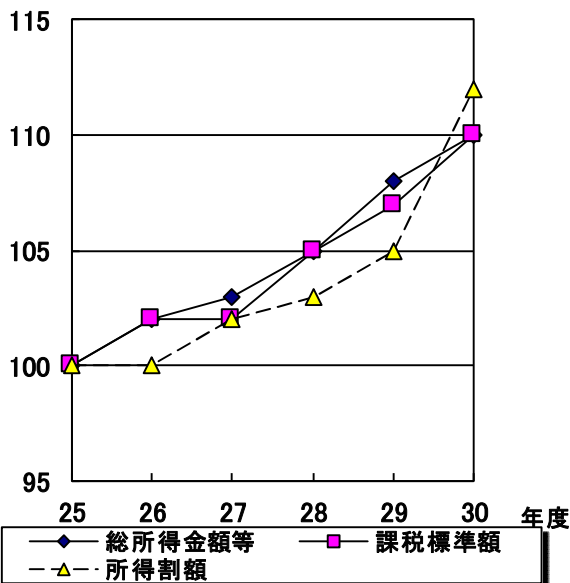
2-1-2表 総所得金額等、課税標準額及び所得割額の推移(「課税状況等の調」第12表・第58表・第59表)

(単位:千円)

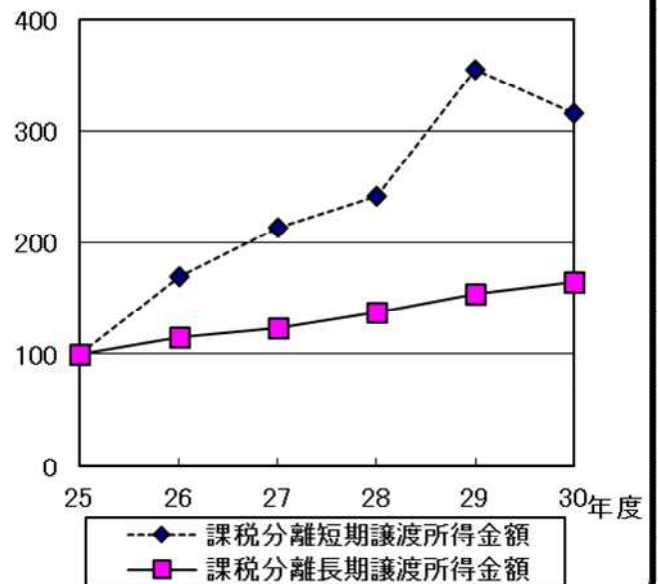
区分		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
総所得金額等		9,540,916,626 (100)	9,684,647,418 (102)	9,798,178,973 (103)	10,045,826,379 (105)	10,260,150,814 (108)	10,487,049,148 (110)
課税標準額		6,415,568,953 (100)	6,520,007,328 (102)	6,573,791,688 (102)	6,739,855,985 (105)	6,878,107,014 (107)	7,037,121,939 (110)
所得割額		367,349,531 (100)	368,748,333 (100)	374,415,285 (102)	379,610,903 (103)	384,857,610 (105)	411,865,022 (112)
参 考	課税分離短期譲渡所得金額	1,179,798 (100)	2,000,233 (170)	2,517,805 (213)	2,840,022 (241)	4,187,872 (355)	3,728,160 (316)
	同上分算出税額	61,302 (100)	105,280 (172)	131,782 (215)	146,351 (239)	219,816 (359)	207,273 (338)
	課税分離長期譲渡所得金額	150,170,239 (100)	173,040,385 (115)	186,193,397 (124)	207,420,517 (138)	231,008,074 (154)	247,885,887 (165)
	同上分算出税額	4,402,105 (100)	5,067,631 (115)	5,470,809 (124)	6,105,557 (139)	6,803,086 (155)	7,645,074 (174)

(注) ()内は25年度を100とした場合の指数である。

2-1-2(1)図 総所得金額等の伸びの状況
(平成25年度を100とした場合)



2-1-2(2)図 総所得金額等の伸びの状況
(参考)(平成25年度を100とした場合)



(3) 所得者区分ごとの納税義務者等

個人の市町村民税における所得者区分ごとの納税義務者数、税額は2-1-3表及び2-1-4表のとおりである。

ア 均等割(2-1-3表)

対前年度比をみると、納税義務者数、均等割額ともに「営業所得者」及び「家屋敷等のみ」の項目に減少がみられるも、それ以外の項目は増加した。

イ 所得割(2-1-4表)

対前年度比をみると、納税義務者数は「営業所得者」の項目、所得割額は「農業所得者」の項目に減少がみられるも、それ以外の項目は増加した。

2-1-3表 均等割を納める納税義務者数、均等割額(「課税状況等の調」第2表)

区分	納税義務者数					均等割額				
	29年度 (人)	30年度 (人)	対前年 度比	構成比(%)		29年度 (千円)	30年度 (千円)	対前年 度比	構成比(%)	
				29	30				29	30
給与所得者	2,476,909	2,516,474	101.6	78.3	78.5	8,668,718	8,807,179	101.6	78.3	78.5
営業所得者	115,605	115,086	99.6	3.7	3.6	404,637	402,808	99.5	3.7	3.6
農業所得者	10,749	10,890	101.3	0.3	0.3	37,641	38,133	101.3	0.3	0.3
その他の所得者	544,254	549,683	101.0	17.2	17.1	1,904,882	1,923,880	101.0	17.2	17.1
家屋敷等のみ	15,532	15,049	96.9	0.5	0.5	54,371	52,678	96.9	0.5	0.5
計	3,163,049	3,207,182	101.4	100.0	100.0	11,070,249	11,224,678	101.4	100.0	100.0

2-1-4表 所得割を納める納税義務者数、所得割額(「課税状況等の調」第2表)

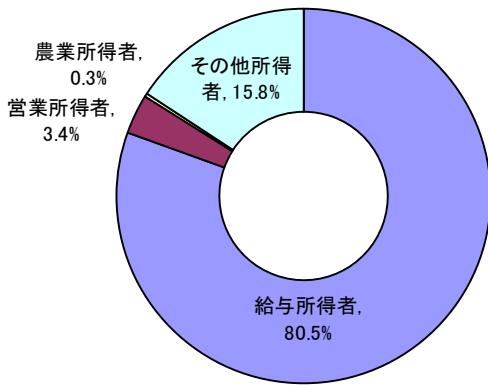
区分	納税義務者数					所得割額				
	29年度 (人)	30年度 (人)	対前年 度比	構成比(%)		29年度 (千円)	30年度 (千円)	対前年 度比	構成比(%)	
				29	30				29	30
給与所得者	2,384,147	2,420,936	101.5	80.5	80.7	325,236,909	348,390,269	107.1	84.5	84.6
営業所得者	101,386	100,945	99.6	3.4	3.4	14,631,878	15,273,586	104.4	3.8	3.7
農業所得者	8,589	8,691	101.2	0.3	0.3	1,121,273	1,062,670	94.8	0.3	0.3
その他の所得者	468,401	469,851	100.3	15.8	15.7	43,876,759	47,153,958	107.5	11.4	11.4
計	2,962,523	3,000,423	101.3	100.0	100.0	384,866,819	411,880,483	107.0	100.0	100.0

※構成割合の計は、端数処理の関係で必ずしも一致しない。

また、所得割の構成比については、2-1-4図に示すとおりであり、納税義務者数、所得割額ともに給与所得者の占める割合が高く、平成30年度においては、納税義務者数の80.7%、所得割額の84.6%が給与所得者である。

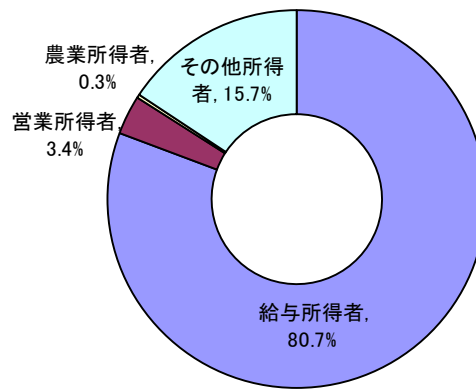
2-1-4図 所得者区分ごとの所得割を納める納税義務者数及び所得割額の構成比

ア H29 納税義務者数



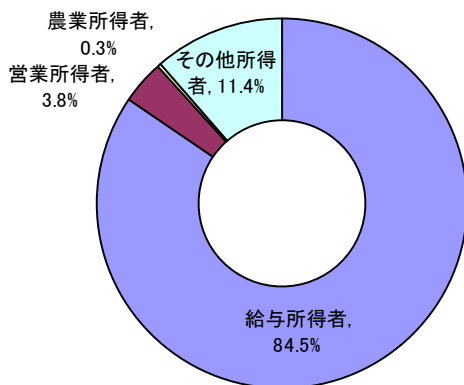
■給与所得者 ■営業所得者 □農業所得者 □その他所得者

ア H30 納税義務者数



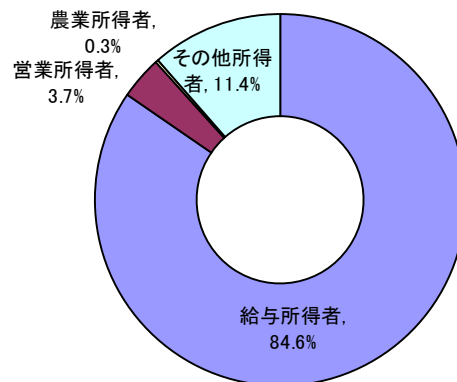
■給与所得者 ■営業所得者 □農業所得者 □その他所得者

イ H29 所得割額



■給与所得者 ■営業所得者 □農業所得者 □その他所得者

イ H30 所得割額



■給与所得者 ■営業所得者 □農業所得者 □その他所得者

(4) その他

1人当たりの所得割額等の推移は、2-1-5表及び2-1-5図のとおりである。

前年度と比較すると、平成30年度は、納税義務者1人当たりの所得割額は5.55%増加し、人口1人当たりの所得割額は6.76%増加した。

2-1-5表 1人当たりの所得割額等の推移(「課税状況等の調」第2表)

(単位:円,人)

区分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
納税義務者1人当たりの所得割額	122,106 (100)	121,727 (100)	122,470 (100)	121,896 (100)	121,676 (100)	128,424 (105)
人口1人当たりの所得割額	59,314 (100)	59,553 (100)	60,408 (102)	60,986 (103)	61,653 (104)	65,818 (111)
人口1,000人当たりの所得割納税義務者数	456 (100)	458 (100)	461 (101)	468 (103)	475 (104)	479 (105)
県人口 (当該年度の前年度1月1日現在)	6,193,352 (100)	6,191,986 (100)	6,198,238 (100)	6,224,739 (101)	6,242,474 (101)	6,257,886 (101)

- (注) 1. () 内は25年度を100とした場合の指数である。
 2. 所得割を納める者には、税額控除により納税義務がなくなる者及び分離課税(退職所得)に係る所得割の納税義務者数を含まない。
 3. 均等割を納める法人には、法人でない社団等を含む。
 4. 県人口は、当該年度の前年度1月1日現在の常住人口である。

